

安芸高田市子育て住宅新築等補助金について

安芸高田市では、定住の促進により人口の減少を抑制するとともに地域経済の活性化を図るため、子育て世帯に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。



補助対象者

- 1 補助金交付後5年以上継続して補助対象の住宅に居住する方
- 2 市内外の子育て世帯（満年齢が18歳に到達しない子がいる世帯又は有する見込みのある世帯）
- 3 補助対象の住宅の所有権を共有している場合は、所有権の2分の1以上有する方
- 4 安芸高田市の住民基本台帳に記載され、若しくは外国人登録原票に登録された方又は転入される方
- 5 補助対象の住宅が、70㎡以上であること
- 6 市内建築業者による施工、若しくは市内不動産業者が媒介又は販売する住宅であること
- 7 過去に当該補助金の交付を受けていない方
- 8 移転補償又はその他の補助金を受けていない方
- 9 補助対象者及び世帯員が市税等を滞納していない方
- 10 補助対象者及び世帯員が暴力団員等でない方

補助金額

項目	条件	補助額
住宅新築補助金	転入者の子育て世帯	50万円
	転入者以外の子育て世帯	25万円
住宅購入補助金	転入者の子育て世帯	25万円

申請方法

この補助金を受けるには、補助対象住宅の契約が完了した日から3か月以内に以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課までご持参ください。

- 1 安芸高田市子育て住宅新築等補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（続柄記載のあるもの）
（市外の方で、住民となった年月日が2年未満の方は世帯全員の戸籍の附票の写し。ただし、住民票で）
- 3 補助対象住宅の建築工事請負契約書、売買契約書の写し（取得価格のわかるもの）
- 4 補助対象住宅の建物の位置、平面図及び立面図（延床面積がわかるもの）
- 5 その他市長が必要と認める書類

申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市子育て住宅新築等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

実績報告

補助決定者は、補助対象住宅が引き渡された後、3ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日前に、以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課までご持参ください。

- 1 安芸高田市子育て住宅新築等補助金実績報告書（様式第6号）
- 2 世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 3 補助対象住宅の工事請負費、購入費等の領収書の写し
- 4 補助対象住宅の建物の登記事項証明書の写し
- 5 補助対象住宅の完成写真
- 6 その他市長が必要と認める書類

補助金の請求

補助金の額が確定した方は、安芸高田市子育て住宅新築等補助金交付請求書（様式第8号）に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

（注）補助金の返還

以下の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から起算して5年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の5分の1の額を乗じた額とする。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けた者
- 2 補助金の交付を受けた日から5年未満で補助対象住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき
- 3 補助金の交付を受けた日から5年未満で、世帯全員が転居又は転出したとき
- 4 補助金の使途が不相当と認められたとき

安芸高田市子育て住宅新築等補助金申請の手続きの流れ

